

【新型コロナ対策についてのお知らせ】

農林水産省から、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた対応策として『JAS 法施行規則第 46 条 第 1 項第 2 号ハで定める認証事項の確認を行う期間について、6 ヶ月延長することとする。』と通知がありました。（対応の終了時期は未定）

JAS 制度上、前回の検査から概ね 1 年以内に検査を実施しなければならないところが、1 年 6 ヶ月まで検査を延長できることになりました。

① 継続申請書の受理および書類審査について

通常通り実施いたしますので、申請書類は期日どおり提出していただきますようお願いいたします。
検査実施予定の約 2 ヶ月半前に提出の依頼文書を FAX いたします。

※状況が落ち着いてから検査を受けたい場合など、延期をご希望の事業者様は
申請書提出時に各自お申し出ください。

② 今年の検査を延期した場合の次年度の検査時期について

例えば、4 月 20 日の検査予定日（お手元の確認証をご確認ください）を 3 か月延期したい場合、6 月 20 日頃に検査員と日時を調整し、7 月 20 日頃に検査を実施いたします。

ただし、2021 年の検査は 4 月 20 日前後の実施となります。

③ 実地検査時の新型コロナ対策について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に従い、細心の注意を払い通常通りの検査を行います。また検査員の都合で土日祝日をお願いすることや、移動手段については感染リスクが低い方法を採用するなど例年と異なることがあります。

■緊急事態宣言が発令されたことに伴い、出勤する職員を制限致します。電話がつながりにくい等、ご迷惑をお掛けすることがあるかもしれませんが何卒ご了承くださいませようをお願いいたします。特に海外向けの証明書の発行、変更追加の申請、表示の確認などは、通常より時間がかかる場合がございます。できるだけ早めに申請をして頂きますようご理解、ご協力をお願いいたします。

■業務時間は変更しました。（月～金・10 時～16 時）

■4 月の講習会は中止といたしますのでご了承ください。5 月以降につきましては状況により変更もございますので、随時ホームページでご確認ください。（申込者には個別連絡いたします）